

霧島市条例第54号
令和元年12月27日

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

6,810円	9,080円	6,810円	18,160円	18,160円	27,240円
13,590円	18,120円	13,590円	36,240円	36,240円	54,360円
16,980円	22,640円	16,980円	45,280円	45,280円	67,920円

」を

「

7,230円	9,640円	7,230円	19,280円	19,280円	28,920円
14,460円	19,280円	14,460円	38,560円	38,560円	57,840円
18,080円	24,100円	18,080円	48,200円	48,200円	72,300円

」に

改め、別表備考の4中「1,680円」を「1,790円」に、「1,210円」を「1,290円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。